

監査基準報告書 510「初年度監査の期首残高」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 510	監査基準報告書 510
初年度監査の期首残高 2011 年 12 月 22 日 改正 2014 年 4 月 4 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2020 年 4 月 9 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2025 年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 21 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) ・ 本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。 (省 略)	初年度監査の期首残高 2011 年 12 月 22 日 改正 2014 年 4 月 4 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2020 年 4 月 9 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 21 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) (新 設) (省 略)

改正案	現 行
《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A6 項参照) (省 略) 《文例 1》 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例 2》 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 以 上	《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A6 項参照) (省 略) 《文例 1》 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例 2》 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 以 上 以 上